

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2025 年 10 月 27 日

エレコム株式会社

2025 年 10 月 27 日

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

大阪市中心区伏見町四丁目 1 番 1 号

エレコム株式会社

代表取締役 社長執行役員 石見 浩一

エレコム株式会社（以下「エレコム」といいます。）及び日本アンテナ株式会社（以下「日本アンテナ」といい、エレコムと日本アンテナを併せ、以下「両社」といいます。）は、2024 年 4 月 25 日に締結した基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）に基づき、2025 年 8 月 21 日に開催したそれぞれの取締役会において、2025 年 11 月 25 日を効力発生日とし、エレコムを株式交換完全親会社、日本アンテナを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）によるエレコムグループ（エレコム及びエレコムの関係会社を総称していいいます。以下同様です。）と日本アンテナの機能統合及びエレコムの完全子会社である DX アンテナ株式会社（以下「DX アンテナ」といいます。）と日本アンテナの経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、2025 年 8 月 21 日、両社の間で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）及び経営統合契約書（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定めるエレコムの事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換契約の内容
別紙 1 に記載のとおりです。
2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）
別紙 2 に記載のとおりです。
3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 3 に記載のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
- ① 本株式交換契約及び本経営統合契約の締結
- 日本アンテナは、2025 年 8 月 21 日に開催した取締役会において、2025 年 11 月 25 日を効力発生日とする本株式交換によるエレコムグループと日本アンテナの機能統合及びエレコムの完全子会社である DX アンテナと日本アンテナの経営統合を行うことを決議し、同日、両社間で本株式交換契約及び本経営統合契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 に記載のとおりです。
- ② 自己株式の消却
- 日本アンテナは、効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、日本アンテナが本株式交換によりエレコムが日本アンテナの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式の全部（本株式交換に際して会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取によって日本アンテナが取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却する予定です。
5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）
- ① 本株式交換契約及び本経営統合契約の締結
- エレコムは、2025 年 8 月 21 日に開催した取締役会において、2025 年 11 月 25 日を効力発生日とする本株式交換によるエレコムグループと日本アンテナの機能統合及びエレコムの完全子会社である DX アンテナと日本アンテナの経営統合を行うことを決議し、同日、両社間で本株式交換契約及び本経営統合契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 に記載のとおりです。
6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）
- 本株式交換に際して、会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

別紙 1 本株式交換契約の内容

次頁以降をご参照ください

株式交換契約書

エレコム株式会社（以下「甲」という。）と日本アンテナ株式会社（以下「乙」という。）は、2025 年 8 月 21 日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第 2 条（商号及び住所）

本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商 号：エレコム株式会社

住 所：大阪市中央区伏見町四丁目 1 番 1 号

(2) 株式交換完全子会社

商 号：日本アンテナ株式会社

住 所：東京都荒川区西尾久七丁目 49 番 8 号

第 3 条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（第 8 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の総数に 0.465 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式 1 株につき甲の普通株式 0.465 株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従って甲が基準時における乙の株主に対して交付する甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合、甲は会社法第 234 条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第 4 条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資 本 金：金 0 円

(2) 資本準備金：金 0 円

(3) 利益準備金：金 0 円

第 5 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 11 月 25 日とする。但し、本株式交換の手続の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 6 条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約につき株主総会の承認を受けない。但し、同条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の承認を求める。

第 7 条（事業の運営）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行う。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行う場合は、事前に相手方当事者と協議し合意の上、これを行う。

第 8 条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議に基づき、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める乙の反対株主の株式買取請求にかかる株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時をもって消却する。

第 9 条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、(i)効力発生日の前日までに乙の株主総会において本契約の承認が得られない場

合、(ii)甲において、会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、及び(iii)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 11 条（管轄裁判所）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

(以下余白)

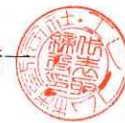
本契約成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2025年8月21日

甲

大阪市中心区伏見町四丁目1番1号
エレコム株式会社
代表取締役社長執行役員

石見 浩



乙

東京都荒川区西尾久七丁目 49 番 8 号

日本アンテナ株式会社

代表取締役社長 瀧澤 功一



別紙2 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項

エレコムは、本株式交換に際して、会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項について、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	エレコム (株式交換完全親会社)	日本アンテナ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.465
本株式交換により交付する株式数	エレコムの普通株式：5,196,434 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

日本アンテナの普通株式（以下「日本アンテナ株式」といいます。）1 株に対して、エレコムの普通株式（以下「エレコム株式」といいます。）0.465 株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するエレコム株式の株式数

エレコムは、本株式交換に際して、基準時における日本アンテナの株主の皆様（但し、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとします。）に対して、その保有する日本アンテナの株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数のエレコム株式を割当交付する予定です。エレコムはかかる交付にあたり、エレコムが保有する自己株式を充当する予定です。

なお、日本アンテナは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、日本アンテナの自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、エレコムの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる日本アンテナの株主が新たに生じることが見込まれます。特に、所有されている日本アンテナ株式が 216 株未満である日本アンテナの株主の皆様は、エレコムの単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、日本アンテナの全株主の 5 割を超える株主（2025 年 3 月 31 日時点の日本アンテナの株主名簿による割合であり、現在は異なる可能性があります。）が該当するものと思われます。

エレコムが単元未満株式を保有することとなる日本アンテナの株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、エレコム株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取請求制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、エレコムが単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをエレコムに対して請求することができる制度です。

（注 4）1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数のエレコム株式の割当てを受けることとなる日本アンテナの株主の皆様については、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当するエレコム株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（1）割当ての内容の根拠及び理由

エレコム及び日本アンテナは、本株式交換に用いられる上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、エレコムは大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に、日本アンテナは S M B C 日興証券株式会社をファイナンシャル・アドバイザーに、東京共同会計事務所を第三者算定機関にそれぞれ選定いたしました。

エレコムにおいては、下記「（4）公正性を担保するための措置」に記載のとおり、エレコムの第三者算定機関である大和証券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである大江橋法律事務所からの助言、及びエレコムが日本アンテナに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、エレコムの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

一方、日本アンテナにおいては、下記「（4）公正性を担保するための措置」に記載のとおり、日本アンテナの第三者算定機関である東京共同会計事務所から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである小沢・秋山法律事務所からの助言、及び日本アンテナがエレコムに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は、（i）東京共同会計事務所から取得した株式交換比率算定書において、本源的価値を示すとされるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の算定結果の中央値を超える水準であること（ii）本株式交換比率は、本株式交換

契約締結日の前営業日（2025 年 8 月 20 日）を算定基準日として、日本アンテナ株式の同日までの過去 1 か月間の終値単純平均値に対して 5.3%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、同日までの 3 か月間の終値単純平均値に対して 12.3%、及び同日までの 6 か月間の終値単純平均値に対して 24.0%のプレミアム水準が付与されていること（iii）本株式交換を通じてエレコム株主になることで、本経営統合を通じて発現するシナジーの享受等でのエレコムの株価上昇による経済的利益を継続して享受することが可能であると考えられることから、本株式交換比率は妥当であり、日本アンテナの株主の皆様利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、エレコム及び日本アンテナは、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、エレコム及び日本アンテナは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれ株主の皆様利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

（2）算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

エレコムの第三者算定機関である大和証券及び日本アンテナの第三者算定機関である東京共同会計事務所はいずれも、エレコム及び日本アンテナの関連当事者には該当せず、エレコム及び日本アンテナからは独立した算定機関であり、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、東京共同会計事務所の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

② 算定の概要

大和証券は、エレコム株式及び日本アンテナ株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

エレコム株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各評価における評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法（基準日①）	0.3010～0.3414
市場株価法（基準日②）	0.3987～0.4917
DCF法	0.3200～0.5144

市場株価法において、大和証券は、本基本合意書の締結を公表した日である 2024 年 4 月 25 日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、東京証券取引所スタンダード市場における基準日①の株価終値、基準日①までの 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間における各期間の終値単純平均値を、並びに本株式交換契約を締結した日の前営業日である 2025 年 8 月 20 日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、東京証券取引所スタンダード市場における基準日②の株価終値、基準日②までの 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間における各期間の終値単純平均値を、それぞれ採用しております。

D C F 法に関しては、エレコムについて、エレコムが作成した 2026 年 3 月期から 2027 年 3 月期までの事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、大和証券が D C F 法による算定の前提としたエレコムの事業計画には、大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれておりません。日本アンテナについて、日本アンテナが作成した 2026 年 3 月期から 2029 年 3 月期までの事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことで算定しております。なお、大和証券が D C F 法による算定の前提とした日本アンテナの事業計画には、大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 3 月期において、放送事業において官需向けの分野で大型受注等が見込まれるため、営業利益が 2026 年 3 月期において前期比 83.93%の増益を見込んでおり、2027 年 3 月期においては、上記受注が減少することが見込まれるため、営業利益が 2027 年 3 月期において前期比 64.85%の減益を見込んでおります。また、2025 年 3 月期において、生産・開発機能集約の一環として蕨工場の土地・建物を売却したことに伴うキャッシュ・フローの増加があった影響で、フリー・キャッシュ・フロー（以下「F C F」といいます。）については 2026 年 3 月期において前期比 84.22%の減少を見込んでおり、2027 年 3 月期において、上記の大型受注の減少に伴い、売上高が減少することにより運転資本が減少するため、F C Fについては前期比 139.07%の増加を見込んでおり、2028 年 3 月期においては、売上・利益水準が前期比と同水準での計画である中で、運転資本増減の影響が発生しないため、F C Fについては前期比 80.86%の減少を見込んでおります。

また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、D C F 法による算定を前提とした両社の事業計画には加味されております。

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、エレコム及び日本アンテナから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で大和証券に対して未公開の事実はないこと等を前提としております。エレコム及び日本

アンテナ並びに両社の関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含み、これらに限らない。）について個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供されたエレコム及び日本アンテナの財務予測その他将来に関する情報が、エレコム及び日本アンテナの経営陣による算定時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討されていることを前提としており、エレコムの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。

なお、大和証券が提出した株式交換比率の算定結果は、エレコムの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

東京共同会計事務所は、エレコム株式及び日本アンテナ株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

エレコム株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の日本アンテナ株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法（基準日①）	0.301～0.335
市場株価法（基準日②）	0.361～0.470
DCF法	0.362～0.501

なお、東京共同会計事務所は、市場株価法において、本基本合意書締結による株価への影響を排除するため、エレコム株式は東京証券取引所プライム市場、日本アンテナ株式は東京証券取引所スタンダード市場における基準日①までの1か月間、3か月間及び6か月間における各期間の終値単純平均値を、並びに直近の状況を踏まえた市場からの評価を勘案するため、エレコム株式は東京証券取引所プライム市場、日本アンテナ株式は東京証券取引所スタンダード市場における基準日②までの1か月間、3か月間及び6か月間における各期間の終値単純平均値を、それぞれ採用しております。

DCF法に関しては、エレコムについて、エレコムが作成した2026年3月期から2027年3月期までの事業計画及び当該エレコムが作成した事業計画に基づき推定される2028年3月期から2029年3月期までの推定事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、東京共同会計事務所がDCF法による算定の前提としたエレコムの事業計画には、大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、FCFにおいて、2026年3月期において、売上高が増加することにより運転資本が増加するため、FCFについては58.37%の減少を見込んでおり、2027年3月期において、売上・利益水準が前期比と同水準での計画であるため、運転資本増減の影響が発生しないため、FCFについて83.23%の増加を見込んでおります。

日本アンテナについて、日本アンテナが作成した 2026 年 3 月期から 2029 年 3 月期までの事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、東京共同会計事務所が DCF 法による算定の前提とした日本アンテナの事業計画には、大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 3 月期において、放送事業において官需向け分野で大型受注等が見込まれるため、営業利益が 2026 年 3 月期において前期比 84.29%の増益を見込んでおり、2027 年 3 月期においては、上記受注が減少することが見込まれるため、営業利益が 2027 年 3 月期において前期比 64.89%の減益を見込んでおります。また、FCF において、2025 年 3 月期において、2025 年 2 月 13 日に公表した「特別利益及び特別損失計上に関するお知らせ」に記載の蔵工場の売却の完了の影響による FCF の大幅増加があったため、2026 年 3 月期において前期比 86.25%の FCF の減少を見込んでおり、2027 年 3 月期において、上記受注減少に伴い、売上が減少することにより運転資本が減少するため、FCF については 316.78%の増加を見込んでおり、2028 年 3 月期においては、売上・利益水準が前期比と同水準での計画であるため、運転資本増減の影響が発生しないため、FCF については 86.70%の減少を見込んでおります。また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF 法による算定を前提とした両社の事業計画には加味されております。

東京共同会計事務所は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。東京共同会計事務所は、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で東京共同会計事務所に対して未公開の事実はないこと等を前提としております。両社及び両社の関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含み、これに限らない。）について個別の資産及び負債の分析ならびに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。東京共同会計事務所は、提供された両社の財務予測その他将来に関する情報が、両社の経営陣による算定時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討されていることを前提としており、日本アンテナの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。東京共同会計事務所の算定は、2025 年 8 月 20 日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、東京共同会計事務所が提出した株式交換比率の算定結果は、日本アンテナの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2025 年 11 月 25 日を予定）をもって、日本アンテナはエレコムの子会社となり、日本アンテナは東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2025 年 11 月 20 日付で上場廃止（最終売買日は 2025 年 11 月 19 日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、日本アンテナ株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により日本アンテナの株主の皆様へ割り当てられるエレコム株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所での取引が可能であることから、基準時において日本アンテナ株式を 216 株以上保有し、本株式交換によりエレコム株式の単元株式数である 100 株以上のエレコム株式の割当てを受ける日本アンテナの株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式については引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において 216 株未満の日本アンテナ株式を保有する日本アンテナの株主の皆様には、エレコム株式の単元株式数である 100 株に満たないエレコム株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするエレコムの配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、エレコムに対し、その保有する単元未満株式を買取を請求することが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の（注 3）をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の（注 4）をご参照ください。

なお、日本アンテナの株主の皆様は、最終売買日である 2025 年 11 月 19 日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する日本アンテナ株式を従来どおり取引することができます。また、会社法その他関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交換において、上場会社である日本アンテナが株式交換完全子会社になることから、エレコム及び日本アンテナは、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

エレコムは、両社から独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2025 年 8 月 20 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(2) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」をご

参照ください。

他方、日本アンテナは、両社から独立した第三者算定機関である東京共同会計事務所を選定し、2025年8月20日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(2) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」をご参照ください。

なお、エレコム及び日本アンテナは、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとしてエレコムは大江橋法律事務所を、日本アンテナは小沢・秋山法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、大江橋法律事務所及び小沢・秋山法律事務所は、いずれも両社から独立しており、重要な利害関係を有していません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換に関し、エレコムと日本アンテナの間に資本関係及び役員の兼任関係はなく、利益相反関係は存しないことから、上記「(4) 公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの算定書の取得」及び「②独立した法律事務所からの助言」のほか、特段の措置は講じておりません。

なお、本株式交換契約及び本経営統合契約の締結については、2025年8月21日開催の日本アンテナの取締役会においては、取締役全員が出席し、全員の賛成により決議しております。

また、上記の取締役会においては、日本アンテナの監査役3名が出席し、その全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

3. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

エレコム及び日本アンテナは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるエレコム株式を選択しました。エレコムは東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、日本アンテナの株主の皆様が、本経営統合を通じて発現するシナジーの享受等でのエレコムの株価上昇による経済的利益を継続して享受することが可能であると考えられることから、上記の選択は適切であると考えております。

4. 株式交換完全親会社であるエレコムの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、エレコムの資本金及び準備金の額は増加いたしません。上記の内容については法令の範囲内で定めており、エレコムの資本政策等に照らして相当であると判断しており

ます。

別紙3 最終事業年度に係る計算書類等の内容
次頁以降をご参照ください。

(提供書面)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する中で、緩やかに回復しております。一方で、長期化する原材料価格やエネルギーコストの高騰、物価上昇に伴う個人消費の停滞や米国の政策動向による影響等が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当業界において、テレビ関連機器販売の市場に関しましては、薄型テレビは第3四半期までは個人所得の増加や五輪需要も寄与し大型製品が好調でありましたが、物価高による買い控えの影響もあり前年比で減少傾向に転じました。新設住宅着工戸数に関しましては、2025年4月の法改正を前に駆け込み着工が増加しましたが、建設コストの上昇が住宅取得マインドを押し下げる傾向に大きな変化はなく、期を通じて概ね弱含みで推移しました。

通信関連機器につきましては、官需向け機器が好調であり、民需向けも安定して推移しております。

このような状況の中、当社グループは、環境に左右されない強固な経営基盤作りに取り組み、営業力の強化等の収益性に重点を置いた企業活動の推進や、市場のニーズを捉えた新製品・ソリューションの開発、聖域なきコストダウンへの継続的取組、販売拠点や生産拠点の統廃合等による集約化と業務の効率化による経費の適正な運営等に努めてまいりました。

この結果、放送関連機器に関してはCATV事業者向け機器の需要低迷が継続しており、ソリューション事業につきましても弱含みで推移した反面、通信用アンテナにつきましては官需向けが前連結会計年度比で大きく伸びました。しかしながら、2024年4月に連結子会社2社の持分を全部譲渡したため、当連結会計年度より両社を連結の範囲から除外した影響が大きく、当連結会計年度の売上高は10,691百万円（前連結会計年度比6.1%減）となりました。

利益面につきましては、機器更新需要の確実な獲得に向けた活動や拠点集約に伴う人員配置の見直しによる経費の削減及び棚卸資産の最適化等の構造改革に全社一丸となり取り組んでまいりましたことや、通信用アンテナの需要が期を通じて貢献したこともあり、営業利益は490百万円（前連結会計年度は2,081百万円の営業損失）、経常利益は525百万円（前連結会計年度は1,918百万円の経常損失）となり、前連結会計年度比で大きく回復いたしました。また、生産・開発機能集約の一環として工場の土地・建物を売却したことにより固定資産売却益を特別利益として計上いたしました。反面、上記の構造改革の費用として棚卸資産の廃棄損、従業員・工場機能の集約に伴う費用、固定資産の売却損及び処分損を特別損失として計上いたしま

した。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は3,619百万円（前連結会計年度は2,906百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業部門別売上の概況は次のとおりであります。

（送受信用製品販売事業）

放送関連機器の売上高につきましては、家電量販店向け家庭用機器に関しては弱含みながらも堅調さを維持しましたが、CATV事業者向け機器は需要の落ち込みからの回復には至らず前連結会計年度比減となりました。

通信用アンテナの売上高につきましては、減災・防災分野での補助政策を背景に官需向けデジタル無線機器の切り替え需要が高まり、民需につきましても通信モジュール用アンテナが好調に推移しましたが、上記の子会社持分譲渡による連結除外の影響等もあり、前連結会計年度比減となりました。

この結果、売上高は9,061百万円（前連結会計年度比7.0%減）、営業利益は1,278百万円（前連結会計年度は815百万円の営業損失）となりました。

（ソリューション事業）

ビル内共聴改修工事は堅調でしたが、大型案件の獲得が難航したこと等もあり、売上高は1,630百万円（前連結会計年度比0.9%減）となりました。一方で案件ごとの利益率が改善したため営業利益は238百万円（同48.7%増）となりました。

事業部門別売上高及び構成比

（単位：百万円）

事業部門	売上高	前連結会計年度比	構成比
送受信用製品販売事業	9,061	% △7.0	% 84.8
ソリューション事業	1,630	△0.9	15.2
合 計	10,691	△6.1	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資額は87百万円であり、その主なものとしては、新製品の研究開発及び生産体制強化のため、機械・測定器等に71百万円の投資を行いました。

③ 資金調達の状況

重要な事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年4月30日付で当社の完全子会社である上海日安天線有限公司並びにその完全子会社である日安天線（蘇州）有限公司の持分を譲渡いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 69 期 2022年 3 月期	第 70 期 2023年 3 月期	第 71 期 2024年 3 月期	第 72 期 2025年 3 月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百 万 円)	12,606	12,070	11,386	10,691
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,225	△1,933	△1,918	525
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (百 万円)	△1,766	△1,861	△2,906	3,619
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△170.10	△178.58	△278.30	343.91
総 資 産 (百 万 円)	21,685	19,361	17,928	18,542
純 資 産 (百 万 円)	16,967	14,758	11,939	15,550
1 株当たり純資産額 (円)	1,633.03	1,414.49	1,142.25	1,454.53

- (注) 1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 第69期は市場環境の変化等に伴う業績の悪化に加え、希望退職制度導入に伴う特別損失や繰延税金資産の取り崩しにより、1,766百万円の親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
3. 第70期は国内及び海外の市場環境の変化等に伴う業績の悪化により、1,861百万円の親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
4. 第71期は国内及び海外の市場環境の変化等に伴う業績悪化に加え、関係会社整理損の計上等により、2,906百万円の親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
5. 第72期は堅調な案件獲得、コストダウン効果及び固定資産売却益並びに構造改革費用の計上等により、3,619百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となりました。
6. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数の算定に当たり、その計算において控除する自己株式に、従業員向け株式給付信託及び役員向け株式給付信託が保有する当社株式を含めております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 69 期 2022年 3 月期	第 70 期 2023年 3 月期	第 71 期 2024年 3 月期	第 72 期 2025年 3 月期 (当事業年度)
売 上 高 (百 万 円)	11,679	10,514	9,492	10,691
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△484	△1,288	△1,426	508
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△1,094	△1,223	△4,291	3,595
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	△105.43	△117.37	△410.93	341.60
総 資 産 (百 万 円)	21,040	19,266	15,263	18,232
純 資 産 (百 万 円)	17,301	15,824	11,363	15,175
1 株当たり純資産額 (円)	1,665.24	1,516.67	1,087.10	1,419.42

- (注) 1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 第69期は市場環境の変化等に伴う業績の悪化に加え、希望退職制度導入に伴う特別損失や繰延税金資産の取り崩しにより、1,094百万円の当期純損失となりました。
3. 第70期は国内及び海外の市場環境の変化等に伴う業績の悪化により、1,223百万円の当期純損失となりました。
4. 第71期は国内及び海外の市場環境の変化等に伴う業績悪化に加え、関係会社整理損の計上等により、4,291百万円の当期純損失となりました。
5. 第72期は堅調な案件獲得、コストダウン効果及び固定資産売却益並びに構造改革費用の計上等により、3,595百万円の当期純利益となりました。
6. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数の算定に当たり、その計算において控除する自己株式に、従業員向け株式給付信託及び役員向け株式給付信託が保有する当社株式を含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	事 業 内 容
石 巻 ア テ ッ ク ス 株 式 会 社	92,500千円	100%	アンテナ及び映像通信用 電子機器の製造

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社 1 社であります。

2. 当社は、2024年 4 月 30 日付で当社の完全子会社である上海日安天線有限公司並びにその完全子会社である日安天線（蘇州）有限公司の持分を譲渡いたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは第72期につきましては第71期に引き続き「利益の追求」を行動指針として掲げ、組織再編や事業プロセスの最適化に立脚した積極的かつ効率的な営業活動を行い、厳しい市場環境が継続する中でも需要増が見込める分野へのアプローチを継続してまいりました。

また同時に、拠点集約に伴う人員配置の見直しによる経費の削減及び棚卸資産の最適化等の抜本的な構造改革を推進しコストダウンに注力してまいりました。

この結果、収益面におきましては、営業黒字を実現するとともに、当期純利益も確保するに至りました。

しかしながら、今後の見通しにつきましては、世界経済は米国政権の各種施策が景気の圧迫要因となる懸念が拭えず、またロシア・ウクライナ問題や中東紛争がより一層長期化する等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境といたしましては、家電量販店向け家庭用機器につきましては需要の本格的な回復には相応の時間を要するものとみております。新設住宅着工戸数に関しましても、建設コストが高止まりする中、一進一退の傾向にあります。

一方、官需向けデジタル無線機器につきましては、今後も機器更新の需要が高まっていくものと考えております。

ソリューション事業におきましては、新築ビル内共聴工事、ビル内共聴改修工事等が引き続き中心となると予想しております。

このような環境の中、当社グループは企業価値の向上に繋がる種々の施策を実施してまいりました。引き続き第73期におきましても、たゆまぬ構造改革に注力していく所存であります。

具体的には、調達・開発・製造・販売等その他あらゆる業務における効率化・コストダウンを継続してまいります。

加えて、来るべきエレコムグループとの統合を円滑に実施し、相乗効果を發揮して事業基盤の拡大を図ってまいります。

これにより、グループ全体の持続的な成長と企業価値向上に貢献したいと考えております。

次期の業績見通しに関しましては、現時点での予想は次のとおりであります。

(括弧内は対前連結会計年度比・前期比)

	(連 結)		(個 別)	
売 上 高	11,200百万円	(4.8%増)	11,200百万円	(4.8%増)
営 業 利 益	900百万円	(83.6%増)	900百万円	(89.9%増)
経 常 利 益	900百万円	(71.2%増)	900百万円	(77.1%増)
当 期 純 利 益	800百万円	(77.9%減)	800百万円	(77.7%減)

米国の関税措置に関しましては、当社の事業は主に国内需要を対象としているため、当社の事業および次期の連結業績に与える直接的な影響は軽微であると見込んでおります。

また、エレコムグループとの統合が次期の連結業績に与える影響は現在精査中のため、本業績予想には反映しておりません。なお、業績予想の修正が必要なことが明らかになった場合には速やかに開示いたします。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社の企業集団は、当社及び子会社1社で構成されており、通信用・テレビ受信用等各種アンテナ及び映像通信用電子機器の製造販売、電気通信工事、各種データを活用した電気通信サービスの展開、インターネット並びにアプリケーションを利用した情報サービスの提供並びにこれに付帯する事業を営んでおります。

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社 東京都荒川区西尾久七丁目49番8号
工 場 川里工場(埼玉県鴻巣市)
支 店 横浜支店(横浜市戸塚区) 名古屋支店(名古屋市瑞穂区)
大阪支店(大阪市淀川区) 福岡支店(福岡市博多区)
営 業 所 札幌営業所(札幌市東区) 他13営業所
出 張 所 水戸出張所(茨城県水戸市) 他2出張所

② 重要な子会社の事業所

国 内 石巻アテックス株式会社(宮城県石巻市)

(注) 1. 2024年12月20日付で蕨工場(埼玉県蕨市) の土地及び建物を譲渡いたしました。

2. 2024年4月30日付で当社の完全子会社である上海日安天線有限公司並びにその完全子会社である日安天線(蘇州) 有限公司の持分を譲渡いたしました。

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
320名	225名減

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、当社グループ外からの出向者を含み、当社グループ外への出向者を含んでおらず、また臨時使用人は含んでおりません。
2. 当連結会計年度末において、使用人数が前連結会計年度末に比べ225名減少いたしました。主な要因は、上海日安天線有限公司並びに日安天線（蘇州）有限公司を連結の範囲から除外したこと及び当社における希望退職者の募集によるものであります。
3. 事業部門別の内訳

事 業 部 門	使 用 人 数
送 受 信 用 製 品 販 売 事 業	269名
ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	15名
全 社 （ 共 通 ）	36名
合 計	320名

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
319名	97名減	49.5歳	20.2年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、社外からの出向者を含み、社外への出向者を含んでおりません。
2. 当事業年度末において、使用人数が前事業年度末に比べ97名減少いたしました。主な要因は、希望退職者の募集によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社とエレコム株式会社は、2024年4月25日に開催したそれぞれの取締役会において、エレコム株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換、エレコムグループとの機能統合及びエレコム株式会社の完全子会社であるDXアンテナ株式会社との経営統合を行うことを目的とした基本合意書を締結することを決議し、同日に締結いたしました。これにより、具体的な協議及び検討を進めております。

詳細につきましては、同日開示の「エレコム株式会社による日本アンテナ株式会社の株式交換による完全子会社化及びエレコムグループとの経営統合に関する基本合意書の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

その後当社は、2024年10月25日付「（開示事項の経過）エレコム株式会社による当社の完全子会社化に向けたスケジュールのお知らせ」に記載のとおり、上記の経営統合に係る今後のスケジュールについて、公正取引委員会における企業結合審査に要する時間等を考慮してスケジュールを変更し、2025年2月～3月に本株式交換契約を締結することを目標として両社間で協議・検討を継続することを公表いたしました。

また、2025年3月25日付「（開示事項の経過）エレコム株式会社による当社の完全子会社化に向けたスケジュールのお知らせ(続報)」に記載のとおり、両社間での協議・検討の進捗状況等に鑑みて、2025年8月～9月に本株式交換契約を締結することを新たな目標とすることとして、引き続き協議・検討を継続することを公表いたしました。

今後も本経営統合の実現を目指し、協議・検討を進めてまいります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,300,000株（自己株式3,045,172株を含む）
- ③ 株主数 2,141名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
DAIWA CM SINGAPORE LTD — NOMINEE HIKARI TSUSHIN INVESTMENTS ASIA PTE LTD	1,012千株	8.99%
瀧 澤 豊	803千株	7.13%
瀧 澤 功 一	778千株	6.92%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	563千株	5.01%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	538千株	4.78%
瀧 澤 賢 二	520千株	4.62%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	493千株	4.38%
西 川 喜 代 子	491千株	4.36%
大 野 榮 子	433千株	3.85%
瀧 澤 裕 子	361千株	3.21%

- （注） 1. 当社は自己株式3,045,172株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式（3,045,172株）を控除して計算しております。
3. 上記株式会社日本カストディ銀行（信託口）のうち、信託業務にかかる株式数は563千株であります。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
瀧 澤 豊	取 締 役 会 長	
瀧 澤 功 一	代 表 取 締 役 社 長	
清 水 重 三	専 務 取 締 役	
孫 長 宏	取 締 役	
城 所 孝 明	取 締 役	公認会計士 城所孝明公認会計士事務所 代表
栗 原 克 己	取 締 役	
濱 野 英 二	常 勤 監 査 役	
香 月 裕 爾	監 査 役	弁護士 弁護士法人小沢・秋山法律事務所 代表社員弁護士 株式会社フェイスネットワーク 社外取締役（監査等委員）
仲 井 一 彦	監 査 役	公認会計士・税理士 仲井一彦公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社大塚商会 社外監査役 コモタ株式会社 社外監査役 株式会社エスプール 社外取締役

- （注） 1. 取締役城所孝明氏及び取締役栗原克己氏は、社外取締役であります。
2. 監査役香月裕爾氏及び監査役仲井一彦氏は、社外監査役であります。
3. 取締役城所孝明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役栗原克己氏は、設計・開発、生産、品質管理における豊富な経験と幅広い知見を有しております。
5. 専務取締役清水重三氏は、2024年4月の上海日安天線有限公司及び日安天線（蘇州）有限公司の持分譲渡により、両社の董事を退任いたしました。
6. 取締役孫長宏氏は、2024年4月の上海日安天線有限公司及び日安天線（蘇州）有限公司の持分譲渡により、上海日安天線有限公司の董事長兼総経理並びに日安天線（蘇州）有限公司の董事長を退任いたしました。
7. 取締役栗原克己氏は、2024年6月21日開催の株式会社JVCケンウッドの第16回定時株主総会終結の時をもって、社外監査役を退任いたしました。
8. 監査役香月裕爾氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

9. 監査役香月裕爾氏は、2024年6月3日開催の弁護士法人小沢・秋山法律事務所の社員総会終結の時をもって代表社員弁護士に就任いたしました。なお、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しております。
10. 監査役仲井一彦氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
11. 2025年3月31日をもって孫長宏氏は取締役を辞任いたしました。
12. 当社は、取締役城所孝明氏、栗原克己氏及び監査役仲井一彦氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
13. 責任限定契約の内容の概要
各社外取締役及び各社外監査役は、当社との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令が定める最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。
14. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する会社役員賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。
当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の全ての取締役、監査役、董事、監事であり、被保険者は保険料を負担しておりません。
当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

〔ご参考〕取締役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

氏 名	組織運営スキル			事業運営スキル	
	企業経営	財務・ ファイナンス・M&A	法務・ リスクマネジメント	マーケティング・ 営業	製造・技術・研究開発
瀧澤 豊	○			○	○
瀧澤 功一	○			○	○
清水 重三	○	○	○		
孫 長宏	○			○	○
城 所 孝 明		○	○		
栗 原 克 己			○		○

（2025年3月31日現在）

- ② 当事業年度中に辞任した取締役
2025年3月31日付をもって、取締役孫長宏氏は辞任いたしました。

- ③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 （百万円）	基本報酬 （百万円）	非金銭報酬等 （百万円）	対象となる 役員の員数 （名）
取 締 役 （うち社外取締役）	88 (8)	88 (8)	—	6 (2)
監 査 役 （うち社外監査役）	21 (9)	21 (9)	—	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	110 (17)	110 (17)	—	9 (4)

（注） 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬の限度額は、2021年6月29日開催の第68回定時株主総会において年額190百万円以内（うち社外取締役20百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）であります。

なお、2021年6月29日開催の第68回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（株式給付信託）を決議いただいております。

本制度の対象期間は、原則として当社の掲げる中期経営計画に対応する3事業年度毎に設定されております。

該当期間における対象者4名に対して当該株式給付信託内で付与されるポイントに相当する株式数及びその取得価額は、120,000株及び150百万円を上限としております。

これらは、上記に記載した基本報酬の限度額である年額190百万円とは別に設定されたものであります。

監査役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第68回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

ハ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議いたしました。その後、2021年5月25日開催の取締役会において、主に取締役の株式報酬について改定いたしました。

また、2022年3月28日開催の取締役会において、取締役の基本報酬テーブル作成及び各人別の金額の決定について指名・報酬委員会の答申を尊重し取締役会決議により行うことを規定するため改定いたしました。

なお、取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役及び監査役の報酬等につきましては、金銭による月額固定報酬及び株式報酬を原則としております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬につきましては、月額固定報酬に関するテーブルを作成し、各人別の金額は、このテーブルに当てはめて決定することを基本としております。

このテーブルは、代表取締役・取締役の別、委嘱された業務執行の役職・職責や、当社グループの業績状況、他社の状況等を総合的に勘案して作成しております。

テーブルの作成及び各人別の金額の決定は、株主総会で決議された範囲内において、指名・報酬委員会の答申を尊重し取締役会決議により行います。

b. 株式報酬に関する方針

取締役

株式報酬は、株主と利益を共有し、中長期的な業績向上に資することを目的として、業績連動型報酬といたします。

支給対象は、取締役（社外取締役を除く。）といたします。

取締役会で定める株式給付規程において業績目標の内容等を規定し、当該規程に基づき役位及び業績目標の達成状況に応じて算出したポイントにより、支給株数を定めます。

支給時期は、取締役が退任等により株式給付規程に定める受益者要件を満たした時といたします。

c. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

上記のとおり、2021年5月25日及び2022年3月28日の取締役会において、役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を改定しております。

監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された範囲内において、監査役の協議により決定し、また基本報酬のみとし、金銭による月額固定報酬として、在任中に支払うものといたします。

ニ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2022年3月28日の取締役会において役員個人の報酬等の内容にかかる決定方針を改定し、報酬等の決定の委任を行わず取締役会決議によるものとしたため、2022年7月以降は委任しておりません。

ホ．社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 1．取締役城所孝明氏は、城所孝明公認会計士事務所の代表であります。
同会計事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- 2．取締役栗原克己氏は、2024年6月21日まで、株式会社JVCケンウッドの社外監査役でありました。同社と当社との間には特別な関係はありません。
- 3．監査役香月裕爾氏は、弁護士法人小沢・秋山法律事務所の代表社員弁護士であります。同法律事務所と当社との間には顧問契約があり、報酬が発生する関係にありますが、その取引は僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。
また香月裕爾氏は株式会社フェイスネットワークの社外取締役（監査等委員）であります。同社と当社との間には特別な関係はありません。
- 4．監査役仲井一彦氏は、仲井一彦公認会計士・税理士事務所の代表であります。また仲井一彦氏は株式会社大塚商会及びコモタ株式会社の社外監査役並びに株式会社エスプールの社外取締役であります。これらの各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 城所 孝明	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士として専門的見地から、取締役会において積極的に意見を述べ、特に当社グループの業務執行の有効性や効率の向上に資する発言を行っております。 また当社を取り巻く環境の変化やリスクを把握するため、当社の経営方針示達会議である運営会議への出席、事業計画策定のための助言を行い、予算実績管理を目的とした予算委員会資料の確認や事業計画進捗に関する執行役員へのヒアリングを行いました。 さらに、内部監査部門より内部監査結果の報告を受けるとともに、代表取締役社長との意見交換、監査役会へ出席し、常勤監査役及び社外監査役と意見交換を行い、また当社のコーポレートガバナンス・コード対応について助言を行う等、コーポレート・ガバナンス強化に関する機能を果たしております。 当事業年度に開催された指名・報酬委員会3回の全てに出席いたしました。 取締役候補者の選任、代表取締役及び役付取締役の選定及び取締役の報酬に関する審議を行い、指名・報酬委員会として取締役会へ答申いたしました。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 栗原 克己	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 会社役員として、設計・開発、生産、品質管理における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社取締役会において企業価値向上に資する発言を行っております。 また、当社を取り巻く環境の変化やリスクを把握するため、当社の経営方針示達会議である運営会議への出席、事業計画策定のための助言を行い、予算実績管理を目的とした予算委員会資料の確認や事業計画進捗に関する執行役員へのヒアリングを行いました。 さらに、内部監査部門より内部監査結果の報告を受けるとともに、代表取締役社長との意見交換、監査役会へ出席し、常勤監査役及び社外監査役と意見交換を行い、また当社のコーポレートガバナンス・コード対応について助言を行う等、経営戦略向上の機能を果たしております。 当事業年度に開催された指名・報酬委員会3回の全てに委員長として出席いたしました。 取締役候補者の選任、代表取締役及び役付取締役の選定及び取締役の報酬に関する審議を行い、指名・報酬委員会として取締役会へ答申いたしました。

	出席状況、発言状況
社外監査役 香月 裕爾	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社のコーポレートガバナンス・コード対応について指摘を行う他、監査役会において、当社コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 仲井 一彦	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社のコーポレートガバナンス・コード対応について指摘を行う他、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

- ハ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算定根拠等を確認するとともに、会計監査人の職務遂行状況と比較検討した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等に同意しております。

3. 当社の海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けておりました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性・専門性及び品質管理状況、並びに監査活動の適切性及び効率性等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要)

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

① 当社並びに子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社並びに子会社の取締役及び使用人が、誠実かつ適切な行動をするための共通の価値観・倫理観・行動の拠り所となる「行動指針」を定め、周知徹底を図っております。

また、取締役及び使用人の法令・定款遵守を徹底するため、管理統括部は関係規程や行動指針の制定・整備等を行い、コンプライアンス小冊子等による啓蒙教育活動を実施するとともに、コンプライアンス諸課題に係る情報収集と法令等遵守が可能な環境作りのための指導・教育を行っております。また、取締役、監査役並びに各執行役員により構成された「経営会議」において情報共有と対応策の検討を行うことによりコンプライアンス体制の維持・向上を図ります。

取締役会では取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、また必要に応じ監査役の意見を求め、あるいは外部の専門家を起用しアドバイスを受け、違反行為を未然に防止いたします。

当社並びに子会社について、内部監査室による計画的な監査の実施により、業務活動の妥当性や法令等の遵守状況のチェックを行います。法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、速やかに取締役会及び監査役会に報告いたします。

当社並びに子会社について、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うとともに、通報を行った者へのいかなる不利益な取扱いも禁止いたします。

取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、代表取締役社長及び独立社外取締役を委員とし、委員長を独立社外取締役の中から選出し、また委員の過半数を独立社外取締役とすることにより、取締役の指名・報酬等の決定に係る公平性、透明性及び客観性を高めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報については適正に記録し、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に従い適切に保存及び管理を行うこととし、常時閲覧可能な状態を維持いたします。

③ 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社並びに子会社の事業展開に係る損失の危険の発生を未然に防止するため各執行役員は担当する部門に関するリスク諸課題に係る情報や管理状況について経営会議等へ報告いたします。

経営会議はリスク諸課題の情報共有と対策の検討を行い、定期的に取り締役に報告いたします。

取締役会は経営会議の報告を受け、リスク管理体制の整備及び運用状況を監督いたします。

不測の事態が発生した場合には、対策本部等を設置・組織し迅速に対応を行い損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えております。

④ 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画及び年度事業計画を立案し、連結ベースの目標を設定しております。

また、取締役、監査役並びに各執行役員及び各部門長により構成された「予算委員会」において、定期的に各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させ、効率的な業務遂行体制を構築しております。

取締役の職務執行が効率的に行われるための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催するものとし、経営の基本方針及び経営に関わる重要事項の全てを付議し、十分な情報・資料をもとに慎重な討議を行い、その審議を経て決定しております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」及び「職務権限規程」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への稟議・報告制度による子会社経営の管理を行っております。

個々の子会社を所管担当する取締役及び担当部署は、子会社の業務執行状況を十分に把握し、損失の危険及び法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会及び監査役会に報告することとしております。

また、内部監査室等による当社並びに子会社への監査を通じて業務執行状況のチェックを行っております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合は、監査の支援のために補助すべき使用人を置くことができることとしております。

また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないこととしております。

当該補助使用人の人事異動、評価、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議し実施することとしております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は当社並びに子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役会に都度報告するものとし、また監査役会の定めるところに従い監査役の要請に応じて必要な事項の報告及び情報提供を行っております。

当社は、上記記載の当社監査役への報告を行った全ての者について、報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに子会社に周知いたします。

監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、業務執行に関する重要会議の開催責任者は、監査役の出席を求めることとしております。

また、内部監査室は、監査役との間で、内部監査計画の策定、内部監査結果等について密接な情報交換及び連携を図っております。

取締役は監査役に協力し、監査に係る諸費用については、会社が速やかに支払を行うこととしております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

「行動指針」は、社内イントラネットやポスターの掲示により、継続して全役職員への周知徹底を行いました。

経営会議を毎月開催してコンプライアンス諸課題に係る情報共有と対応策の検討を行いました。

また、コンプライアンスについての理解度を深めるため、e-learningを実施しました。

② 取締役の職務執行

取締役会を毎月開催し、法令や定款に定める重要な事項を審議するほか、各取締役・執行役員の職務執行状況の報告を通じて、取締役間の意思疎通を図りました。

常勤取締役により構成される常務会を毎月開催し、経営に関する意思決定を迅速かつ効率的に行いました。

常勤の役員が出席する予算委員会を毎月開催し、各部門の業績の状況を把握し、課題の解決を図りました。

また、指名・報酬委員会を3回開催し、取締役の指名・報酬等の決定に係る公平性、透明性及び客観性の確保に努めました。

③ 監査役監査の実効性確保

社外取締役や内部監査室は、監査役との定期的な情報交換を行い、監査役監査の実効性確保に努めました。

常勤監査役は、経営会議、予算委員会等の重要な会議に出席しました。

④ リスク管理

経営会議及び予算委員会を毎月開催して当社並びに子会社のリスクの認識と把握を行い、取締役会に報告しました。

⑤ 企業集団における業務の適正の確保

各子会社を所管担当する取締役及び担当部署は、子会社の経営状況に関する月次報告を受け、適切な管理を行いました。

内部監査室は、当社の各拠点並びに子会社の監査計画を立案し、これに基づいた監査を実施して、業務執行の状況を確認しました。

- (6) 会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,340	流 動 負 債	2,049
現 金 及 び 預 金	10,144	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	638
受 取 手 形	163	工 事 未 払 金	215
売 掛 金	3,008	リ ー ス 債 務	3
契 約 資 産	0	未 払 法 人 税 等	206
電 子 記 録 債 権	708	未 払 費 用	93
商 品 及 び 製 品	1,080	賞 与 引 当 金	163
仕 掛 品	21	そ の 他	728
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	753	固 定 負 債	942
未 成 工 事 支 出 金	17	リ ー ス 債 務	3
そ の 他	446	退 職 給 付 に 係 る 負 債	353
貸 倒 引 当 金	△3	株 式 給 付 引 当 金	395
固 定 資 産	2,201	長 期 未 払 金	80
有 形 固 定 資 産	1,392	繰 延 税 金 負 債	108
建 物 及 び 構 築 物	554	負 債 合 計	2,991
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	26	純 資 産 の 部	
工 具 器 具 備 品	135	株 主 資 本	15,059
土 地	669	資 本 金	4,673
リ ー ス 資 産	7	資 本 剰 余 金	6,318
無 形 固 定 資 産	32	利 益 剰 余 金	6,909
ソ フ ト ウ ェ ア	31	自 己 株 式	△2,841
そ の 他	1	その他の包括利益累計額	490
投 資 そ の 他 の 資 産	775	その他有価証券評価差額金	235
投 資 有 価 証 券	545	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	255
そ の 他	230	純 資 産 合 計	15,550
資 産 合 計	18,542	負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,542

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額
売上高	売上	原価	総利	益			10,691
販売費及び一般管理費							6,705
営業利益							3,985
営業外収益							3,495
受取利息及び配当金						17	
為替差益						5	
保険解約返戻金						6	
その他						6	35
特別利益							525
固定資産売却益						3,671	
会員権売却益						3	
保険解約返戻金						66	3,740
特別損失							
固定資産売却損						3	
固定資産処分損						60	
事業構造改善費用						440	
その他						0	504
税金等調整前当期純利益							3,761
法人税、住民税及び事業税						151	
法人税等調整額						△8	142
当期純利益							3,619
親会社株主に帰属する当期純利益							3,619

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,673	6,318	3,289	△3,013	11,268
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			3,619		3,619
自 己 株 式 の 処 分				171	171
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,619	171	3,790
当 期 末 残 高	4,673	6,318	6,909	△2,841	15,059

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	189	355	125	670	11,939
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					3,619
自 己 株 式 の 処 分					171
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	45	△355	130	△179	△179
連結会計年度中の変動額合計	45	△355	130	△179	3,610
当 期 末 残 高	235	－	255	490	15,550

連 結 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|-----------|-------------|
| ・連結子会社の数 | 1 社 |
| ・連結子会社の名称 | 石巻アテックス株式会社 |

当連結会計年度において、上海日安天線有限公司及び日安天線（蘇州）有限公司の全持分
を持分譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- | | |
|------------|------------|
| ・満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ・其他有価証券 | |

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動
平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金
融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上してお
ります。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| ・商品及び製品、原材料、仕掛
品 | 主として総平均法に基づく原価法及び移動平均法に基づく原価法 |
| ・貯蔵品、未成工事支出金 | 個別法に基づく原価法 |

なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 株式給付引当金

当社は従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、付与されたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、国内連結子会社については、中小企業退職金共済制度に加入しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品及び製品の販売

送受信用製品販売事業においては、主に放送・通信機器の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務の充足後、別途定める条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ロ. 工事契約

ソリューション事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足する据付が完了した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

⑥ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

5. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「保険解約返戻金」は1百万円であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	5,881百万円
----------------	----------

7. 連結損益計算書に関する注記

事業構造改善費用

特別損失における事業構造改善費用440百万円は、割増退職金等112百万円、拠点統合費用91百万円及び在庫廃棄損236百万円であります。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	14,300千株	一千株	一千株	14,300千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	3,847千株	一千株	238千株	3,608千株

(注) 1. 自己株式の株式数の減少238千株は、従業員向け株式給付信託からの給付による自己株式の減少88千株及び信託による自己株式売却による減少150千株であります。

2. 当連結会計年度末の自己株式数には、従業員向け株式給付信託及び役員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式が、563千株含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社及び当社の連結子会社は、営業活動によって獲得した資金を以て事業運営を行うことを原則としております。また、余裕資金については、安全性の高い金融商品で運用しております。一部デリバティブを組込んだ複合金融商品を保有する場合は、予めリスクの容認程度を設定し、その範囲内での運用に限定しております。なお、デリバティブについては、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には、外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は、デリバティブを組込んだ複合金融商品（他社株転換可能債）であり、信用リスク、流動性リスク及び価格の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権に係る顧客の信用リスクに関しては、当社及び当社の連結子会社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的にモニタリングするほか、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券に関しては、投資時に発行体を信用力の高い金融機関に限定し、想定されるリスクについて十分に把握、協議を経ることにより、また、運用期間中は対象銘柄の株価動向等及び取引金融機関から提示される時価情報を継続的に把握することにより管理しております。契約の締結に関しては、担当部署が、関係する社内規程に従い、適正な社内手続きを経て実行しております。

投資有価証券に関しては、定期的に市場価格の時価や発行体の財務状況等を把握しております。

外貨建債権及び債務の為替変動リスクを低減するため、市場の動向に応じ、必要な範囲内で為替予約取引を利用しております。

支払手形及び買掛金、工事未払金は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社は、毎月資金計画を見直す等の方法により、そのリスクを回避しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
投資有価証券			
其他有価証券	488	488	—
資産合計	488	488	—

(注) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、工事未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結計算書類計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券	
非上場株式	57

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式				
	488	—	—	488
資産計	488	—	—	488

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		合計
	送受信用製品販売事業	ソリューション事業	
財又はサービスの移転時期			
一時点	9,061	1,210	10,271
一定の期間	—	420	420
顧客との契約から生じる収益	9,061	1,630	10,691
外部顧客への売上高	9,061	1,630	10,691

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. (4) 会計方針に関する事項」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,384百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,880百万円
契約資産（期首残高）	14百万円
契約資産（期末残高）	0百万円
契約負債（期首残高）	19百万円
契約負債（期末残高）	10百万円

契約資産は、主に工事契約において進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に工事契約における顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、16百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が13百万円減少した主な理由は、工事契約の進捗度の測定に基づいて認識した収益が減少したことによるものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務の残存期間別の残高は次のとおりであります。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 年内	343百万円
<u>1 年超</u>	<u>44百万円</u>
合計	387百万円

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,454円53銭
(2) 1株当たり当期純利益 343円91銭

(注) 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式を控除する他、従業員向け株式給付信託及び役員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式（当連結会計年度末563千株、期中平均株式数730千株）を控除する自己株式に含めております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(従業員向け株式給付信託)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

(1)取引の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の従業員に対して、当社が定める株式給付規程に定める一定の条件により、貢献度等に応じてポイントを付与し、当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する株式報酬制度であります。なお、当社の従業員が当社の株式の給付を受ける時期は、原則として事業年度毎となります。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度347百万円、484,000株であります。

(役員向け株式給付信託)

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度を導入しております。

(1)取引の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程（役員向け）に基づいて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、あわせて「当社株式等」という。）を、本信託を通じて、各取締役に給付する業績連動型の株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時となります。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度68百万円、79,700株であります。

(事業分離)

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

上海常福電子科技集团有限公司

同社執行董事 常 愛兵氏

(2) 分離した事業の内容

連結子会社 上海日安天線有限公司

事業の内容 通信及び電子機器製品の開発、設計、関係技術コンサルティング及び販売

連結子会社 日安天線（蘇州）有限公司

事業の内容 アンテナ、機器コンポーネント、電子部品の製造と販売

(3) 事業分離を行った主な理由

当社グループでは、「あらゆるコトをつないで、みなさまの生活をより豊かにする」をミッションと位置づけ、高速、大容量かつ低遅延を実現する通信環境の整備という世界的な課題に対応すべく、事業展開の更なる拡大に取り組んでおり、その一環として、中国での成長が期待される通信関連機器の需要へ対応するために、中国市場の開拓を推進し、その結果、新規事業の立ち上げや新規顧客の開拓など一定の成果を上げてまいりました。

しかしながら、不安定な世界情勢による円安の長期化や中国の景気の減速、人件費の高騰等の影響により、当拠点に期待する利益水準に至らず、厳しい状況が続いております。

このような状況の中、収益性の改善に向け、当社の経営資源を再配分することが望ましいと考え、上海日安天線有限公司及び日安天線（蘇州）有限公司の全持分を上海常福電子科技集团有限公司及び同社の執行董事である常 愛兵氏へ譲渡することを決定いたしました。

(4) 事業分離日

2024年4月30日（みなし譲渡日2024年4月1日）

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において「関係会社整理損」として957百万円計上しております。

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその内訳

流動資産	1,710百万円
固定資産	662百万円
資産合計	2,373百万円
流動負債	1,026百万円
固定負債	33百万円
負債合計	1,060百万円

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき処理を行っております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

送受信用製品販売事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

当連結会計年度の期首をみなし譲渡日として事業分離を行っており、当連結会計年度の連結損益計算書に分離した事業に係る損益は含まれておりません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,875	流 動 負 債	1,861
現金及び預金	9,869	支払手形	7
受取手形	163	買掛金	657
売掛金	3,008	工事未払金	215
契約資産	0	リース債	2
電子記録債権	708	未払金	493
商品及び製品	1,080	未払法人税等	205
仕掛品	5	未払費用	88
原材料及び貯蔵品	542	前受金	3
未成工事支出金	17	未成工事受入金	6
未収入金	340	預り金	13
その他の金	142	賞与引当金	159
貸倒引当金	△3	その他の金	7
固 定 資 産	2,357	固 定 負 債	1,196
有形固定資産	1,375	リース債	1
建物	532	退職給付引当金	609
構築物	9	株式給付引当金	395
機械装置	24	長期未払金	80
工具器具備品	135	繰延税金負債	108
土地	669	負 債 合 計	3,057
リース資産	4	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	32	株 主 資 本	14,940
ソフトウェア	31	資 本 金	4,673
その他の金	1	資 本 剰 余 金	6,318
投 資 そ の 他 の 資 産	948	資本準備金	6,318
投資有価証券	545	利益剰余金	6,789
関係会社株式	175	利益準備金	407
長期前払費用	150	その他利益剰余金	6,381
その他の金	78	繰越利益剰余金	6,381
資 産 合 計	18,232	自 己 株 式	△2,841
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	235
		その他有価証券評価差額金	235
		純 資 産 合 計	15,175
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,232

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売 上 高											10,691
売 上 原 価											6,718
売 上 総 利 益											3,972
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費											3,498
営 業 利 益											473
営 業 外 収 益											
受 取 利 息 及 び 配 当 金									17		
為 替 差 益									5		
保 険 解 約 返 戻 金									6		
そ の 他 金									5		34
経 常 利 益											508
特 別 利 益											
固 定 資 産 売 却 益									3,671		
会 員 権 売 却 益									3		
保 険 解 約 返 戻 金									66		3,740
特 別 損 失											
固 定 資 産 売 却 損									3		
固 定 資 産 処 分 損									60		
事 業 構 造 改 善 費									440		
そ の 他 金									0		504
税 引 前 当 期 純 利 益											3,744
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税									150		
法 人 税 等 調 整 額									△1		148
当 期 純 利 益											3,595

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				本			
	資 本 金		資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
	資 本	金	資 準 備	本 金	資 本 剰 余 金 計	利 準 備	益 金	
当 期 首 残 高	4,673		6,318		6,318		407	
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
当 期 純 利 益								
自 己 株 式 の 処 分								
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—		—		—		—	
当 期 末 残 高	4,673		6,318		6,318		407	

	株 主 資 本				評価・換算差額等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 計 合		
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合 計				
当 期 首 残 高	2,786	3,194	△3,013	11,173	189	11,363
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益	3,595	3,595		3,595		3,595
自 己 株 式 の 処 分			171	171		171
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）					45	45
事業年度中の変動額合計	3,595	3,595	171	3,766	45	3,811
当 期 末 残 高	6,381	6,789	△2,841	14,940	235	15,175

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・子会社株式 移動平均法に基づく原価法
- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

- ・商品及び製品 総平均法に基づく原価法、ただし、購入製品については、移動平均法に基づく原価法
- ・原材料 移動平均法に基づく原価法
- ・仕掛品 総平均法に基づく原価法
- ・貯蔵品、未成工事支出金 個別法に基づく原価法

なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

送受信用製品販売事業においては、主に放送・通信機器の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務の充足後、別途定める条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② 工事契約

ソリューション事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足する据付が完了した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積もりの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 株式給付引当金

従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、付与されたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

5. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、区分掲記して表示しておりました流動負債の「仮受金」（当事業年度は0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「仮受金」は738百万円であります。

（損益計算書）

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「保険解約返戻金」は1百万円であります。

6. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,698百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- | | |
|----------|-------|
| ① 短期金銭債権 | 39百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 37百万円 |

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

- | | |
|------------|--------|
| ① 仕入高 | 297百万円 |
| ② 材料有償支給高 | 213百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 75百万円 |

事業構造改善費用

特別損失における事業構造改善費用440百万円は、割増退職金等112百万円、拠点統合費用91百万円及び在庫廃棄損236百万円であります。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	3,847千株	一千株	238千株	3,608千株

- (注) 1. 自己株式の株式数の減少238千株は、従業員向け株式給付信託からの給付による自己株式の減少88千株及び信託による自己株式売却による減少150千株であります。
2. 当事業年度末の自己株式数には、従業員向け株式給付信託及び役員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式が、563千株含まれております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払金・未払費用	44百万円
賞与引当金	48百万円
退職給付引当金	191百万円
株式給付引当金	132百万円
長期未払金	25百万円
貸倒引当金	1百万円
ゴルフ会員権等評価損	0百万円
減価償却費超過額	1百万円
一括償却資産償却超過額	1百万円
未払社会保険料	10百万円
減損損失	23百万円
棚卸資産評価損	279百万円
事業構造改善費用	2百万円
繰越欠損金	875百万円
その他	5百万円
小計	1,643百万円
評価性引当額	△1,643百万円
計	－百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△108百万円
その他	△0百万円
計	△108百万円

繰延税金資産（負債）の純額

△108百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等 (人)	事業上の関係				
子 会 社	石 巻 ア テ ッ ク ス (株)	所有 直接100% 被所有 (－)	－	当社製品の製造	材料の仕入	297	買掛金	31
					業務委託費	69	未払金	5
					材料の支給	213	未収入金	39
					出向料	5	未収入金	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の販売価格、材料等の仕入価格は、当社製品の市場価格を基準に当社と子会社とで検討の上決定しております。
2. 業務委託費、出向料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上で決定しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,419円42銭
- (2) 1株当たり当期純利益 341円60銭

(注) 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式を控除する他、従業員向け株式給付信託及び役員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式（当事業年度末563千株、期中平均株式数730千株）を控除する自己株式に含めております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

(従業員向け株式給付信託)

連結注記表を作成しているため記載を省略しております。

(役員向け株式給付信託)

連結注記表を作成しているため記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 6 月 3 日

日 本 ア ン テ ナ 株 式 会 社
取締役会 御中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人 所
東 京 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 篠 田 友 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アンテナ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アンテナ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月3日

日本アンテナ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐川 聡
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠田 友彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アンテナ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査役会としては、内部統制システムの整備・運用の高度化への継続的な取り組みが重要であると考え、引き続きその状況の監視、検証を行ってまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月3日

日本アンテナ株式会社 監査役会

常勤監査役 濱 野 英 二 (印)

社外監査役 香 月 裕 爾 (印)

社外監査役 仲 井 一 彦 (印)

以 上